

須賀川市奨学生推薦基準

学校長は、次の3項目を基準に家庭の事情なども含め総合的に判断し、途中で学業を放棄することがないと思われる者を奨学生として推薦してください。

1 人物について

面接や生徒指導要録等により総合的にみて、学習活動その他生活の全般を通じて模範となり、将来、良識ある社会人として活動できる者とします。

2 学力について

高校の最終学年において、5段階評価で平均4.0以上とします。

3 所得について

令和5年、6年の2ヵ年における同一生計者の総所得額の合計が、その人数ごとの収入基準額以下とします。(1) (2)をお読みになったうえ、別紙「奨学金所得基準判定試算(記入用)」に入力いただき、所得基準の参考としてください。

人数(人)	収入基準額(万円)
1	139
2	198
3	212
4	229
5	239
6	250
以下、1人増につき12万円加算	

(1) 給与収入者の総所得額

総所得額 = 年間収入額(課税証明書) - 控除額(別表1) - 特別控除額(別表2)

(例) 令和5年の両親の給与収入の合計が700万円、本人は国立大学に自宅通学で授業料が53万円、弟が県立高校に自宅通学している場合の総所得額は、201万円となります。

この場合は、同一生計者4人の収入基準額229万円以下となるので、所得における基準を満たしています。

【計算方法】

- ・年間収入額 = 700万円
- ・控除額 = $700\text{万円} \times 0.3 + 174\text{万円} = 384\text{万円}$
- ・特別控除額 = 本人分+弟分
= (特別控除額23万円+授業料53万円) + 特別控除額39万円
= 115万円
- ・総所得金額 = 年間収入額 - 控除額 - 特別控除額
= $700\text{万円} - 384\text{万円} - 115\text{万円}$
= 201万円

(2) その他の収入者の総所得額

総所得額 = 所得額(課税証明書) - 特別控除額(別表2)

(別表1) 控除額(1万円未満四捨五入)

年間収入額	控除額
268万円未満	年間収入額
400万円以下	年間収入額×0.2+214万円
400万円超781万円以下	年間収入額×0.3+174万円
781万円超	408万円

(別表2) 特別控除額

事由		特別控除額(万円)		
①片親の場合		99		
②障がい者のいる場合(1人につき)		99		
③長期療養者のいる場合(1人につき)		療養のための年間支出額		
④主たる家計支持者が別居している場合		別居に係る年間支出額(71万円以内)		
⑤災害又は盗難等で日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合		将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額		
⑥就学者のいる場合(1人につき)		自宅通学	自宅外通学	
ア 小学校		31	31	
イ 中学校		46	46	
ウ 高校	国・公立	39	69	
	私立	88	118	
エ 高等専門学校	国・公立	3学年まで	39	69
		4学年以上	43	72
	私立	3学年まで	88	118
		4学年以上	87	116
オ 大学 ※本人には授業料を加算	国・公立	本人	23※	70※
		本人以外	74	121
	私立	本人	37※	84※
		本人以外	133	180
カ 専修学校	国・公立	高等課程	39	69
		専門課程	36	81
	私立	高等課程	88	118
		専門課程	102	147